

京都市消防局訓令乙第11号

各 部  
防 災 危 機 管 理 室  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防震災警防規程の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

京都市消防局長 三 浦 孝 一

第2条第9号及び第10条の表中「震災対策支援システム」を「大規模災害対策支援システム」に改める。

第21条各号列記以外の部分中「震災対策支援システム」を「大規模災害対策支援システム」に改め、「の各号」を削る。

第23条中「震災対策支援システム」を「大規模災害対策支援システム」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

(消防局警防部警防計画課)